

## 動物の管理の方法に関する基準

○動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項		(基準省令第3条第2号)
	飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。 (犬又は猫は頭数の上限あり)	
○動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項		(基準省令第3条第3号)
イ	動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。	
ロ	<b>犬又は猫の飼養又は保管</b> を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。	
ハ	<b>犬又は猫の飼養又は保管</b> を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。	
ニ	動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。	
ホ	動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物を管理すること。	
○動物の疾病等に係る措置に関する事項		(基準省令第3条第4号)
イ	飼養施設にこける動物の疾病等に係る措置は次に掲げる方法により行うこと	
	(1) 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにするよう努めること。	
	(2) 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。	
	(3) <b>一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫</b> については、毎年一回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。	
	(4) 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。	
	(5) 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。	
	(6) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないように、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。	
ロ	<b>譲渡業者</b> にあっては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。	
○その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項		(基準省令第3条第7号)
イ	<b>犬又は猫を飼養又は保管</b> する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。	
	(1) 被毛にふん尿等が固着した状態	
	(2) 体表が毛玉で覆われた状態	
	(3) 爪が異常に伸びている状態	
	(4) 適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全を損うおそれのある状態	
ロ	<b>譲渡業者</b> にあっては、譲渡しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。	

ハ	<u>貸出業者</u> にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
ニ	ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。
ホ	ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
ヘ	異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
ト	幼齢な犬、猫等の社会化を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
チ	動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
リ	<u>犬又は猫を飼養又は保管</u> する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合は、この限りでない。
ヌ	走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
ル	運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、 <u>飼養又は保管をする犬又は猫</u> を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合は、この限りでない。
ヲ	<u>犬又は猫を飼養又は保管</u> する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
ワ	<u>展示業者及び訓練業者</u> にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。
カ	一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。
ヨ	動物の逃走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
タ	<u>展示業者及び貸出業者</u> にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、適切な種を選択すること。また、必要に応じた馴化措置を講じること。
レ	飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。
ソ	<u>貸出業者及び展示業者</u> にあつては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
ヅ	<u>貸出業者及び展示業者</u> にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。
ネ	動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>譲渡業者</u>にあつては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（<b>哺乳類に属する動物</b>に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。</li> <li>(2) <u>譲渡業者及び貸出業者</u>にあつては、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。</li> <li>(3) <u>譲渡業者</u>にあつては、口に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。</li> <li>(4) <u>貸出業者</u>にあつては、ハに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。</li> </ul>
ナ	第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

	ラ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。
	ム 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。
	ウ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
	キ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が法第二十四条の四第二項において準用する同法第二十一条の五第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。